

始良市公用車売却

一般競争入札実施要領

令和 7 年度

令 和 7 年 11 月
始良市 長寿・障害福祉課

入札物件表

物件番号	車両ー 1
物件名	ダイハツ ハイゼットカーゴ
自動車登録番号	鹿児島 43 い 5591
初年度登録	平成 11 年一月
自動車の種別	軽自動車
用途	貨物
車体の形状	バン
駆動方式	2WD
変速装置	MT
乗車定員	2 (4) 人
車両重量	8 5 0 kg
車両総重量	1, 3 1 0 kg
寸法	長さ 3 3 9 cm、幅 1 4 7 cm、高さ 1 8 5 cm
車台番号	S 2 0 0 V－0 0 1 8 4 3 4
型式	G D－S 2 0 0 V
原動機の型式	E F
総排気量	0. 6 5 リットル
使用燃料	ガソリン
車体の色	ホワイト
装備等	エアコン
走行距離	1 0 1, 4 0 3 km (令和 7 年 1 1 月 1 1 日時点)
車検期間の満了する日	令和 7 年 1 1 月 8 日 (車検切)
リサイクル料	預託済
最低落札価格	1 0, 0 0 0 円
その他	・車両にかかれた自治体名等については、落札者の負担において消去していただきます。 ・車両の状態を実際にご確認いただき、納得された方のみ申請してください。 ・左後部スライドドアの開閉に難あり ・ラジオ故障

※車検及び自賠責保険の更新は落札者にしていただきます。

車両本体の確認をされる際は長寿・障害福祉課 福祉政策係までご連絡ください。

一般競争入札による公用車売却手続の流れ

1 入札説明書交付

○期間 令和7年11月17日（月）から令和7年11月28日（金）まで

○場所 始良市役所本館1階 長寿・障害福祉課 福祉政策係及び、始良市
ホームページ

2 物件の確認

必ず車両本体を直接確認してください。入札前に「物件確認書」を提出していただきます。

本館1階 長寿・障害福祉課 福祉政策係にお越しいただければ係がご案内いたします。

3 入札参加申込書受付

○期間 令和7年11月17日（月）から令和7年11月28日（金）まで

○場所 本館1階 長寿・障害福祉課 福祉政策係

4 入札（開札）

○日時 令和7年12月9日（火） 午前10時から

○場所 始良市役所本館4階 入札室

5 契約書等の提出

○場所 本館1階 長寿・障害福祉課 福祉政策係

6 売買代金の納入

○期限 納入通知書により指定した期日（令和7年12月16日まで）

7 名義変更

○期限 代金納入後、遅滞なく運輸支局へ届けてください。

○金額 落札者の住所を管轄する運輸支局へお問合せください。

目 次

一般競争入札実施要領（入札説明書）

1	入札物件	P 1
2	入札参加資格	P 1
3	入札参加申込み	P 1
4	入札参加資格の確認	P 2
5	物件の確認	P 2
6	入札日時及び場所	P 2
7	入札保証金	P 2
8	入札方法等	P 2
9	入札の際の持参品	P 3
10	入札の無効	P 3
11	契約の締結	P 4
12	売買代金の支払方法	P 4
13	名義変更等	P 4
14	用途制限	P 4
15	その他	P 5
16	問合せ先	P 5
	（参考）地方自治法施行令	P 6

（様式）入札参加申込書（様式第 1 号）

入札参加資格確認書及び入札参加承認通知書（様式第 2 号）

物件確認書（様式第 3 号）

誓約書（様式第 4 号）

委任状（様式第 5 号）

入札書（様式第 6 号）

売買契約書（案）

一般競争入札実施要領（入札説明書）

1 入札物件

入札物件は、「入札物件表」のとおりです。なお、都合により入札を中止する場合もありますので、ご了承ください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次の各号のいずれかに該当する方は、入札参加資格を有しません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがされている者
- (5) 市税等（市民税、固定資産税、軽自動車税、介護保険料、後期高齢者医療保険料及び国民健康保険税をいう。以下同じ。）、市営住宅の住宅使用料、水道使用料及び保育料を滞納している者。ただし、始良市外に住居又は本社を有する場合においては、前号及びこの号の「市」をその有する地方自治体と読み替える。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市への債務がある者

3 入札参加申込み

入札に参加する方は、「入札参加申込書」（様式第1号）に必要事項を記入・押印の上、添付書類を添えて始良市教育委員会学校教育課学校事務係へお申込みください。（実印を押印ください。）

(1) 受付期間

令和7年11月17日（月）から令和7年11月28日（金）まで
（土日祝日を除く。）

受付時間は、午前8時30分から午後5時まで

郵送の場合は令和7年11月28日（金）必着

(2) 受付場所

始良市役所本館1階 長寿・障害福祉課福祉政策係

(3) 添付書類

ア 法人：登記簿謄本又は登記事項証明書

個人：住民票及び本籍地の市町村役場で発行する身分証明書

イ 印鑑証明書

ウ 税務課で発行する「滞納のない証明書」(納税証明書)

4 入札参加資格の確認

入札参加申込をされた方には、審査後「入札参加資格確認通知書」(様式第2号)により結果を通知します。

5 物件の確認

物件については入札物件に概略を記載していますが、引渡しは現状引渡しとなりますので必ず事前に車両本体を確認してください。

本館1階長寿・障害福祉課 福祉政策係にお越しいただければ係がご案内いたします。

※現物と入札物件の内容等が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。

※入札の前に、「物件確認書」(様式第3号)を提出していただきます。

6 入札日時及び場所

- (1) 入札日 令和7年12月9日(火) 午前10時から
- (2) 受付時間 午前9時30分から午前9時50分まで
- (3) 入札場所 始良市役所本館4階 入札室

7 入札保証金

入札保証金は免除します(始良市契約規則第5条第3号及び同規則第36条第5号)。ただし、別紙様式第4号の誓約書をご提出ください。誓約書の提出がない場合は、入札に参加できません。

8 入札方法等

(1) 受付

入札の受付は、入札開始予定時間の30分前から行います。その際、入札参加資格確認通知書(様式第2号)、物件確認書(様式第3号)、誓約書(様式第4号)を提出していただきます。

なお、代理人により入札する場合は受付の際、委任状(様式第5号)及び申込者本人の印鑑証明書(作成後3か月以内のもの)を提出してください。

(2) 入札方法

ア 入札書(様式第6号)に物件番号、入札物件(車名)、入札金額、日付、入札者の住

所・氏名を記入の上、本人の実印を押印してください。ただし、代理人の場合は、委任状に押印した代理人の印を押印し、本人の印は不要です。

イ 入札金額の記入は、算用数字を使用してください。

ウ 提出された入札書は、その理由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできませんのでご注意ください。

エ 入札回数は1回とします。

※入札締切後、直ちに開札します。

(3) 落札者の決定方法

ア 開札の結果、最低落札価格以上で最高の価格で入札した方を落札者とします。

イ 同価格の入札者が2名以上あったときは、くじによって落札者を決定します。

ウ 落札者となる者がその場で落札を辞退した場合は、次点の価格で入札した方を落札者とします。

9 入札の際の持参品

(1) 入札参加資格確認及び入札参加承認通知書（様式第2号）

(2) 物件確認書（様式第3号）

(3) 誓約書（様式第4号）

(4) 委任状（様式第5号）

ア 本人が入札に参加される場合は、委任状は不要です。

イ 法人の代表権のない方や個人でやむを得ず代理の方が入札に参加される場合は、本人（委任者）の実印を押した委任状（印鑑証明書を添付）を提出してください。

(5) 印鑑

入札書に押印する本人の実印を持参してください。ただし、代理人が入札する場合は、本人（委任者）の印鑑は必要ありませんが、委任状に押印した代理人の印鑑を持参してください。

(6) 入札書（様式第6号）

(7) 筆記用具（黒のボールペン又は万年筆）

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 同一物件に対し2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札者が同一物件について他の入札参加者の代理人として入札したとき。

(4) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(5) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

- (6) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (7) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納付金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

11 契約の締結

- (1) 落札者は、契約書（記名押印したもの）を提出してください。

※契約書等を提出しない場合は、落札は無効となります。

- (2) その他

「売買契約書（案）」は、末尾に記載しています。

12 売買代金の支払方法

支払方法は、始良市が発行する納入通知書により令和 7 年 12 月 16 日（火）までに納入していただきます。期日までに支払わなかった場合には、契約は解除となります。なお、売買代金の分割納入はできません。

13 名義変更等

- (1) 売買代金が完納されたときに、物件を引き渡すこととします。
- (2) 名義変更の手続き及び、名義変更の手続きに必要な登録手数料、自動車取得税その他の費用負担は落札者に行っていただきます。

14 用途の制限

落札者と売買契約を締結する場合、次の条件が付されます。

- (1) 用途の制限

ア 契約締結の日から 5 年間は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に使用してはならない。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用に供してはならない。

- (2) 違約金の徴収

上記に違反又は、契約を解除された場合は、売買代金の 1 割に相当する金額を始良市に支払わなければならない。

15 その他

- (1) 車検及び自賠責保険の更新は落札者に行っていただきます。
- (2) 本実施要領に定めのない事項は、始良市契約規則（平成 22 年始良市規則第 45 号）その他関係法令等の定めるところによって処理します。

16 問合せ先

◇物件番号 車両—1

始良市役所 長寿・障害福祉 課福祉政策係

電話番号 0995－66－3203（直通）

担当 上脇

(参考)

地方自治法施行令

(一般競争入札の参加資格者の資格)

第 167 条の 4 普通公共団体は、特別な理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通公共団体は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があった後 2 年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- ① 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- ④ 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- ⑥ 前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

様式第 1 号

入札参加申込書

年 月 日

始良市長 殿

住 所

(所在地)

氏 名

印

(法人名及び代表者名)

電話番号

始良市公用車売却一般競争入札に参加したく、次のとおり身分を証明するものを添えて申請します。

なお、落札となった場合の利用計画は、末尾記載のとおりです。

1 入札参加希望物件

物件番号	物件名
車両一 1	ダイハツ ハイゼットカーゴ

2 添付書類（いずれも発行日から 3 か月以内のもの）

- (1) 住民票（法人の場合は法人登記簿謄本）
- (2) 本籍地の市町村で発行する身分証明書
- (3) 印鑑証明書
- (4) 滞納のない証明書

※ 実印にて押印ください。また、複数の財産について一度に申し込む場合には、2 件目以降の申込書について添付書類を省略することができます。

3 車両の利用計画

次のいずれかに○をしてください。
その他である場合はその利用目的をご記入ください。

自家用・営業用・その他（ ）

※ 以下は記入しないでください。

受付日	整理番号	資格審査

様式第 2 号

入札参加資格確認及び入札参加承認通知書

年 月 日

様

始良市長 印

下記の始良市公用車売却一般競争入札への参加資格を確認しましたので、入札への参加について承認します。

記

物 件 番 号	車両ー 1
物 件 名	ダイハツ ハイゼットカーゴ
入 札 日 時	令和 7 年 12 月 9 日（火）
入 札 場 所	始良市役所本館 4 階入札室
入 札 保 証 金	免除
最低落札価格	一金 1 0， 0 0 0 円

（注） 入札当日は、この入札参加資格確認及び入札参加承認通知書を入札参加者の証として確認させていただきますので、必ずご持参ください。

様式第 3 号

物件確認書

令和 年 月 日

始良市長 殿

(申込者) 住所

氏名 _____ 印 _____

令和7年12月9日執行の始良市公用車売却に伴う一般競争入札において、私が入札に参加する下記物件の法令に基づく規制、現状及びその他諸条件について十分確認いたしました。

よって、後日これらの事項について始良市に対し、一切異議、苦情等は申しません。

記

物件番号	物件名
車両ー1	ダイハツ ハイゼットカーゴ

※実印にて押印ください。

様式第 4 号

誓 約 書

令和 年 月 日

始良市長 殿

(申込者) 住所

氏名 印

私は、下記物件の「公用車売却に伴う一般競争入札参加」にあたり、始良市契約規則第 3 条の入札保証金、落札した場合同規則第 34 条の契約保証金については、下記のとおり誓約いたしますので、同規則第 5 条第 3 項、第 36 条第 5 項により、減免くださるよう申出します。

記

私は、「始良市公用車売却一般競争入札実施要領（入札説明書）」のうち「10 入札の無効」に該当しないことを申出しますとともに、下記物件を落札した場合は同説明書の内容を遵守し、令和 7 年 12 月 16 日までに落札金額の全額を納付することをここに誓約いたします。

記

物件番号	物件名
車両ー 1	ダイハツ ハイゼットカーゴ

※実印にて押印ください。

委 任 状

代理人（受任者）住所

氏名

私は、上記の者を代理人と定め、下記物件の一般競争入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

物件番号	物件名
車両ー 1	ダイハツ ハイゼットカーゴ

令和 年 月 日

申込者（委任者）住所

氏名

実印

※申込者（委任者）の印鑑は実印を使用し、印鑑証明書を添付してください。

入 札 書	
入札金額	一 金 円 也
入札事項	始良市公用車売却
物件番号	車両一 1
物 件 名	ダイハツ ハイゼットカーゴ
始良市契約規則を遵守し、上記のとおり入札します。 令和 年 月 日 始良市長 殿 申込人 住 所 氏 名 ⑩ 代理人 住 所 氏 名 ⑩	

令和 年 月 日、上記入札金額で落札決定通知 ⑩

※実印にて押印ください。

公用車売買契約書（案）

売渡人 始良市長 湯元 敏浩（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）との間に、次のとおり売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行するものとする。

（売買）

第2条 甲は、その所有する次に掲げる物件（以下「売買物件」という。）を譲渡し、乙はこれを買受けるものとする。

メーカー ダイハツ

車 種 名 ハイゼットカーゴ

車台番号 S 2 0 0 V - 0 0 1 8 4 3 4

（売買代金）

第3条 前条の売買における売買代金は、円とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、始良市契約規則（平成22年始良市規則第45号）第36条第5号の規定により免除とする。

（売買代金の支払）

第5条 乙は、売買代金を甲が発行する納入通知書により令和7年12月16日までに、甲に支払わなければならない。

（物件の引渡し）

第6条 売買物件の引渡しは、売買代金を完納したときに行う。

2 甲は、前項の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに引渡しがあったものとする。

（名義変更）

第7条 売買物件の名義変更手続きは、第3条の売買代金を完納した後、乙が、乙の住所を管轄する運輸支局に申請を行うものとする。

2 乙は、第3条の売買代金を完納したときは、遅滞なく名義変更の手続きを行うものとする。

3 名義変更手続きに要する登録手数料、自動車取得税その他の費用は乙の負担とする。

（危険負担）

第8条 乙は、本契約締結のときから売買物件の引渡しの日までにおいて売買物件が、甲の

責めに帰すことのできない事由により滅失又は毀損した場合には、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

(契約不適合)

第9条 乙は、本契約締結後、売買物件に数量の不足又は隠れた瑕疵があることを発見しても売買代金の減免もしくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(禁止用途)

第10条 乙は、売買物件の利用に関し、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途に供してはならない。

(紛争の処理)

第11条 本契約締結後、売買物件に関し紛争が生じたときは、乙は紛争の処理をし、甲に対し一切迷惑を及ぼしてはならない。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(返還金等)

第13条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った遅延利息及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は返還しない。

(乙の原状回復義務)

第14条 乙は、甲が第12条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが、適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又は毀損しているときで甲が請求したときは、その損害賠償として契約解除の時価による減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項ただし書の場合において、乙の責めに帰すべき事由により、前項の規定する損害以外の損害を甲に与えているときで甲が請求したときは、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

4 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日ま

でに当該物件の名義を乙の負担において甲に回復しなければならない。

(損害賠償)

第15条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(返還金の相殺)

第16条 甲は、売買代金を返還する場合において、乙が遅延利息又は損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金と当該遅延利息等の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第17条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の決定)

第18条 本契約に規定された事項について疑義を生じ、又は本契約に規定がない事項で必要が生じたときは、始良市の関係条例及び規則等によるほか、甲乙協議の上決定する。

(管轄裁判所)

第19条 この契約について訴訟等が生じたときは、甲の事務所として使用する始良市役所の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

売渡人（甲）住所 始良市宮島町 25 番地

氏名 始良市長 湯元 敏浩

買受人（乙）住所

氏名

実印